

山武市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月17日

山武市長 松下 浩明

山武市告示第36号

山武市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進することにより交通事故の被害軽減を図るため、予算の範囲内において、山武市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、以下のいずれかの認証等を受けたものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCF
マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマ
ーク

カ その他アからオまでに掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

- (2) 使用者 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (3) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する使用者又は保護者とする。ただし、保護者は、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は未成年者が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 補助金の交付を申請する年度内にヘルメットを購入した者
- (3) 市に納付すべき税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、ヘルメットの購入費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、ヘルメット1個当たり2,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個とし、かつ、1回限りとする。

（補助金の申請及び請求）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、山武市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（本人申請用）（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、保護者が申請する場合は、山武市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（保護者申請用）（別記第2号様式）を提出するものとする。

2 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) ヘルメットの購入に係る費用の領収書その他支払の完了が確認できる書類の写し
- (2) 購入したヘルメットが第2条第1号アからカまでのいずれかの認証等を受けていることが確認できるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- (3) 申請者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート、保険証等）の写し
- (4) 補助金の振込先口座が確認できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

3 第1項の規定による補助金の申請は、ヘルメットを購入した年度の3月25日（土日祝日の場合は前開庁日）までに行わなければならない。

4 規則第13条に規定する実績報告は、第1項の申請により行ったものとみなす。
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、速やかに内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、山武市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金決定通知書（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定による交付すべき額の確定は前項の交付の可否の決定により、交付すべき額の確定の通知は同項の決定通知書の通知により行ったものとみなす。
（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。